

高齢社会における金融サービスのあり方について

金融庁企画市場局市場課長 小 森 卓 郎



— 目 次 —

はじめに

1. 高齢社会の現状とリスク

- (1) 日米比較
 - (2) 認知能力の低下
- ### 2. 退職世代等の現状
- (1) 多様化の進展と「モデルの空洞化」
 - (2) 世帯構成・持ち家の状況の多様化
 - (3) 雇用状況・退職給付の状況の多様化
 - (4) 資産の保有状況
 - (5) 居住地の選択状況

3. 高齢社会における金融サービスに関する基本的な考え方

4. 検討の視点

- (1) 就労・積立・運用の継続による所得形成
 - (2) 資産の有効活用・取崩し
 - (3) 長生きへの備え、資産承継
 - (4) 高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備
- ### 5. 検討にあたっての指摘
- ### 6. 高齢社会における金融の目指すべき姿など

はじめに

金融庁では、平成29年の秋に「平成29事務年度金融行政方針」を公表し、その中で金融行政方針として初めて、高齢社会の金融サービスのあり方について記載した。その後、今年の夏にかけて、学識経験者、シンクタンクの方、信託も含めた業界の方、業界団体の方およびアナリストの方などと、恐らく延べ200回から300回程度、バイラテラルで意見交換を重ねてきた。その中で頂戴したご意見やお考えを踏まえ、平成30年7月に「高齢社会における金融サービスのあり方」を公表し、

これをベースに、同年9月から金融審議会の市場ワーキング・グループを再開した。

市場ワーキング・グループでは、これまで「家計における安定的な資産形成」や「顧客本位の業務運営」について議論いただいていた。再開後も家計における資産形成をテーマとしているが、そこでの中心的なテーマとして「高齢社会における金融サービスのあり方」を取り上げ、熱心に議論いただいている。本日の報告者である駒村先生と野尻先生も市場ワーキング・グループの委員として有意義な貢献をいただいている。

また、信託業界も含めた金融の各業態の方

にもオブザーバーとして参加いただき、高齢社会に対応する金融サービスのあり方について様々なサービスを提供していること等を紹介していただいた。これについて、市場ワーキング・グループの委員の方々は、これほど色々な金融サービスがあるということを知り、驚いていたご様子であった。同時に、それらのサービスがなかなか世の中に浸透していない状況について、もっときちんと世の中に知られるようにしていかなければならないという感想もみられた。

本日は、市場ワーキング・グループを再開した際に私から委員の方々にご紹介した内容をお話ししたい。また、これに加えて、市場ワーキング・グループでどのような議論が行われているかについて、また、今後どのように検討を進めていくかについても簡単にお話しできればと思う。

1. 高齢社会の現状とリスク

まず、高齢社会の現状とリスクについて説明する。資料2頁をご覧ください。

長寿化が進展する中で、各家庭における金融資産が伸び悩み、また、資産が高齢化している、すなわち、高齢者によって多くの資産が持たれているという現状がある。このような状況においては、次のようなリスクがあると考えられる。

まず、生命寿命が延びていく中で、健康寿命と並んで資産寿命が生命寿命に届かないというリスクである。次に、十分な備えがある豊かな世帯であっても、老後への不安によって過度な節約が起こるというリスクである。さらに、地方の高齢者が亡くなった際には、その資産が都市部で生活する相続人に移転す

ることによって都市部への資産の流出が起こり、地域経済にダメージを与えるリスクがあると考えられる。加えて、高齢者の認知能力や判断能力の低下等によって、それぞれの家庭の資産構成を状況に応じて柔軟に変更することがなかなか難しくなっているということもあるだろう。

資料2頁の左下段の表の「2015年推計」という列は、2015年頃に60歳であった方、つまり1955年頃に生まれた方が何歳まで生存するかという割合を示している。半数近い46.4%の方は90歳まで生存し、1/4に当たる25.3%の方は95歳まで生存するとされている。皆様がよくお聞きになる平均寿命の数字よりも年齢が高くなっているが、これは、ご承知のとおり、平均寿命は幼少期に亡くなった方も含めた平均として算出されるためである。60歳まで生きた方の、その後の生存割合を見ると、かなりの確率で相当な長生きをすることである。「人生100年時代」が、決して掛け声にとどまらず、本当に実態として近づいてきていると考えさせられる数字である。

これについて、有識者の方たちとの意見交換の中で次のことを教えていただいた。1995年推計と2015年推計を並べてみると、20年経つと5歳ほど寿命が延びるというトレンドが発生している。足元においてもそのトレンドはそれほど大きく変わっていないことから、1955年よりも後に生まれた方については、これよりもさらに長生きする可能性が高い状況であるとのことである。

資料2頁の右下段のグラフは、金融資産の年齢階級別割合の推移見込みを示したものである。2014年時点で高齢世帯によって金融資産の2/3が保有されており、これがさらに高まっていくということであり、先ほど若杉

先生からも同様の話があったところである。

(1) 日米比較

資料3頁では、日米で年齢階級別にどのように金融資産が持たれているかを示したものである。

まず、アメリカから説明する。1998年から大体10年おきに数字をとっている。1998年当時75歳以上であった世帯の金融資産額が円換算で1,952万円であったところ、20年後の2016年には5,870万円と約3倍に増えており、非常に大きな伸びを見せている。

日本の場合は、1994年当時70歳以上であった世帯の金融資産額が2,060万円であったところ、20年後の2014年には2,059万円となっている。家計全体の数字は1,800兆円となり右肩上がりになっているが、世帯ごとに分解してしまうと伸びていないということである。

アメリカの場合は約3倍に増え、日本の場合はほとんど変わっていない。1990年代半ばから後半にかけては日米の高齢者は大体同じような額の資産を保有していたのに、20年経つと3倍の違いが出てしまったということになる。このような違いが生じた原因として、赤い枠囲みの部分をご覧いただきたい。概ね10年ごとに数字をとっているのだから、10年経つと1つ上の年齢階層に上がるという関係にある。

アメリカについて、注目すべきなのは、1998年に55～64歳だった世帯である。この世帯は1998年当時からすでに他の世代を超える資産を持っており、この世代が順調に資産額を増やしたことによって、2016年の5,870万円にたどり着いたということである。1998年の55～64歳は、恐らく、1980年代以降にアメリカでIRA や401k が拡充・充実されていく

中で、その恩恵を最も強く受け始めた初めての世代ということで、このようなことが起きたのだらうと考えられる。

日本について、これに相当する世代として1994年に50～59歳だった世帯を見ると、1,509万円から2,059万円ということで、若干、資産額は増えているが、アメリカの同世代にははるかに及ばない。その原因の一つは、アメリカにおいて制度的な対応がいち早くなされたことである。日本においてもiDeCo やつみたてNISAなどがようやく導入され、広がりつつあるが、額の大きさなどについてはまだまだアメリカの制度に見劣りしている。

また、ご承知のとおり、この間、アメリカのマーケットが非常に好調だったこともある。このようなことが重なって、日米で大きな差がついている状態である。

ただ、この表だけで考えるのは適切ではないかもしれない。アメリカと比べると日本の方が、年金制度が手厚いであろうことを考えると、保有している資産がアメリカの世帯の1/3だったとしても、実体は、そこまで違わないのかもしれない。

(2) 認知能力の低下

資料4頁をご覧いただきたい。高齢社会のリスクの1つとして、認知能力の低下がある。若杉先生が冒頭のご挨拶の中で紹介されたとおり、認知症の方が保有する有価証券の割合がすでに結構な割合になっているが、これが更に増えていくことが懸念されている。これは、それぞれの家庭の問題であると同時に、国全体の金融資産の動きとしても問題になる。

2. 退職世代等の現状

(1) 多様化の進展と「モデルの空洞化」

次に、退職世代等の現状について、「退職世代」といっても非常に多様であり、従来のモデルが空洞化しているのではないかということをお話する。

資料5頁をご覧ください。ややデフォルメされた形ではあるが、上段の図がこれまで想定されていたライフスタイルのイメージである。退職世代について、比較的、単線的に人生のイベントが起きて、自分にも周囲にも同じようなイベントが起きていき、恐らく子供世代も同様に過ごしていくのだろうと想定していたことが示されている。

下段の図は、多様化したライフスタイルのイメージである。例えば60歳を過ぎてからも就労する方が増えたり、住まいのあり方が変わったり、親も長生きするため、これまでよりも長く介護をしなければならなくなったりすることが示されている。また、子供世代については、就労のあり方、結婚する・しない、子どもを持つ・持たないといったことも含めて、ますますライフスタイルが多様になってきている。子供世代も退職世代の過ごし方に影響を与えることを考えると、相当いろいろな形の人生があり得るという状況になっている。金融サービスにおいても、このように多様化した状況にいかに対応していくのかということが重要な課題ではないかと考えている。

(2) 世帯構成・持ち家の状況の多様化

資料6頁をご覧ください。3つのグラフがあり、いずれも横軸が時間の経過を表している。それぞれのグラフから、時が経つに

したがって、各世代で未婚率が上がってきていること、夫婦と子供から成る世帯の割合が大きく低下し、その代わりに単身世帯が増加していること、持ち家の比率も下がってきていることが分かる。

もともと幻想だったのかもしれないと思うが、「結婚して夫婦と子供2人で暮らし、持ち家を持つ」という、標準的と考えられてきたモデルは空洞化してしまっており、そのようなモデルを前提に施策を講じたり経済活動を行ったりすることが妥当しくなくなっているということだと思う。

(3) 雇用状況・退職給付の状況の多様化

資料7頁には、雇用状況・退職給付の状況について、3つのグラフを示している。それぞれのグラフから、非正規雇用の比率が非常に高くなっていること、60歳代の就業率が近年、非常に高くなっていること、その一方で、退職給付額は年々減ってきていることが分かる。

これも、もともと幻想だったのかもしれないが、「定年まで正規雇用で働いて退職し、退職金を取り崩しながら生活する」というモデルが空洞化している状況にあるのではないかと考えている。

(4) 資産の保有状況

退職世代の現状として、更に2つ申し上げたい。次は、資産の保有状況について、経年的なものではなくスナップショットでご紹介したい。

資料8頁をご覧ください。左側に、現役世代と退職世代の金融純資産の世帯数分布のグラフがある。60歳代の方を右側の棒グラフで示している。5,000万円以上保有してい

る方が約1割いる一方で、住宅ローンなどを差し引いた純資産がマイナスになっている方も約1割いる。60歳代ともなると、それまでの人生の履歴などを反映して、それぞれの状況が多様になって、まばらに分布しているという特徴があると思う。

真ん中のグラフは、金融資産のみならず、ほかの実物資産も含めた資産構成を示したものである。金融資産は1/4強に過ぎず、日本の世帯が多く保有しているのは、自宅を中心とする住宅・宅地であり、その中でも自宅で資産全体の半分を保有している。ここから、日本では、現役時代に稼いだお金を住宅に振り向けて、金融資産はあまり多く保有していないという状況が伺われる。

右側のグラフは、この住宅資産の分布を示したものである。右側の棒グラフが60歳代の方の住宅資産額の分布である。1億円以上保有している方が約1割いる一方で、住宅資産なしという世帯も約1割おり、ここでもかなりまばらに分布している。

(5) 居住地の選択状況

最後に、居住地の選択状況について、資料9頁をご覧ください。ここでは、現役世代や退職世代が地域的にどのように移動しているかを示している。左下段に、現役世代(20~59歳)の転出・転入を市町村別に見たグラフがある。転出超過が約1,300で、転入超過が約450となっており、全国の多数の市町村から少数の大都市に人口が集中しているという、比較的実感に近いと思われる図になっている。

上段は、退職世代(60歳以上)の転出・転入を市町村別に見たグラフである。退職世代は転出超過が576で、転入超過が1,165と転入

超過の自治体のほうが多くなっている。ここから、高齢者が、都市部、特に東京23区などから郊外や地方都市に移動しているという状況が伺われる。

次に、右側の表をご覧ください。退職世代等の純転出入者数について、それぞれの上位20市区町村を記載している。純転出者数の上位には、世田谷区を筆頭に東京23区がずっと並んでいる。純転入者数の上位には、札幌市、福岡市、千葉市、八王子市、青梅市といった、地方の大都市や東京近郊の都市などが並んでいる。

純転入者数の表の枠外の「(※)」は興味深いと思って付記したものであるが、実は東京23区の中で唯一、中央区は純転出の方には入っておらず、純転入の方に入っている。ここから、都心部にあるタワーマンションなど、利便性の高いところに転入している高齢者も多いのではないかと考えられる。

このように高齢者の方たちの転出・転入の状況は地域によって異なるため、地域の金融機関は、それぞれの地域の状況に応じて金融サービスを提供していかなければならないだろうということだと思う。

3. 高齢社会における金融サービスに関する基本的な考え方

こうした現状を踏まえて、資料10頁に、基本的な考え方になるのではないと思われることを3点お示ししている。

1点目は「B to CからC to Bのビジネスモデルへの転換」である。やや聞き慣れない言葉であるが、業者起点ではなく、顧客起点できめ細やかなサービスをしていかなければならないのではないかということである。先

ほど見たとおり、高齢者は、資産の状態や健康の状態などが様々であるので、個々に合わせた形でサービスを提供していかなければならないということだと思ふ。デジタル化が進んでいる中で、そのような対応が容易になってきているという状況でもあろうかと思ふ。

2点目は「金融・非金融の垣根を越えた連携」である。1つには、フィナンシャル・ジェロントロジー(金融老年学)といった学問の知見を活用して、それを現場に生かしていくことが必要になってくるということがあるだろう。また、金融機関サイドから見たときに、顧客の金融ニーズに加えて、非金融ニーズも増加しているところだと思ふ。ワンストップで済ませたいという高齢者は多いと思ふし、このようなニーズを取り込んだ形で金融サービスを展開していくことも大事になってくるのではないかと思ふ。

3点目は『「見える化」を通じたより良い商品・サービスの選択』である。ここでは2つの「見える化」について問題提起をしている。

1つは高齢世帯自身の「見える化」である。具体的には、自らの収入や資産、今後の支出、あるいは、遺産をどのくらい残したいのか、残したくないのか、老人ホームなどに入って過ごしたいのかといったことを明らかにするということである。例えば100歳なり90歳まで生きると自ら仮定した上で、自分の人生設計の中で今後、金融資産がどのようになっていくのか、自分のしたいことをするためにはどのような形で金融資産を活用すればよいのかについて、それぞれの方が自分の状況をきちんと「見える化」していくことが必要なのではないか。色々な金融機関で預金や金融商品を持っていたりすると思ふが、それらをき

ちんと自分の目に見えるようにしていくことが、まずは大事なことだと思ふ。

このように顧客の側がニーズをはっきりさせることを前提とした上で、もう1つの「見える化」として、金融機関の側としては、自分が提供するサービス・商品が安定した運用を主に求めるような方のニーズに応えるものなのか、世界の成長を取り込む形で運用して、例えば年齢に応じてそのリスクを減らしていくというニーズに応えるものなのか、といったようなことを明らかにして、細分化されたニーズに応じていく商品・サービスを提供することが必要になってくると考えているものである。

4. 検討の視点

以上の現状分析などを受けて、資料11頁では、今後どのように、どのようなことを検討していかなければならないのかを整理している。

資産額のイメージを点線と実線で描いている。少しデフォルメしたもののだが、点線が従来の資産額のイメージである。定年まで働いてまとまった退職金を受け取る、あるいは、相続により大きく資産が増えた後、その後それを一直線に取り崩していく。例えば定期預金にしておいて、それ以上は資産運用をせず、寿命も今ほどは長くなかったのもので、そのままお金を使っていく、というイメージである。

実線は、現在から今後にかけてのイメージである。まず、働く期間をこれまでよりも長くしていかなければならない。非正規雇用で働くことも含めて、従来よりも少し長く働くが、その上で、退職金はこれまでほどの額ではない。少し働きながら、財産を活用しつつ資産を減らさないというステージがあった後

に、これまでよりも緩やかな傾きで資産を減らしていく。そのために、資産にももう少し働いてもらう。60歳から運用を始めたとしても、かなりの方について、さらに20～30年ぐらひは運用期間が待っている可能性もあるので、ある程度、長期の運用を考えて、資産に働いてもらうことを考えていかなければならないのではないかという問題提起である。

そのうえで、検討の視点として、まず「①」は、若年期からの資産形成も大事になってくるということである。いずれ坂を下りることを考えると、どのように坂を登っていくのか、どのようにお金を積み立てていくのかを考えなければならないし、定年前後の頃にさらにその後も就労を続けることも考えなければならない世代だと思う。

「②」は完全に退職した後のことをイメージしている。資産を有効活用しながら取り崩していくためにどのようなことを考えればよいのかを検討することになる。

「③」は終末期をイメージしている。資産や事業の承継について、どのようなことが考えられるかといったことを検討することになる。

「④」はそれぞれの世代に共通することである。主に高齢世帯を念頭に置いているが、資産の有効活用を行うための環境の整備もあわせて必要だろうということで、フィナンシャル・ジェロントロジーの進展を踏まえた高齢投資家保護のあり方のほか、成年後見人による資産管理のあり方等にも課題になろうかと思っている。

(1) 就労・積立・運用の継続による所得形成

いま挙げた4点のそれぞれについて、資料12頁以下でもう少し詳しく説明している。時

間の関係で細かく触れることはできないので、大事だと思う点についてのみ触れたい。

まず「①」について、資料13頁をご覧ください。日本の60歳代の就業率は過去と比べても高くなっている。一方で、右上段の表のとおり、DCやiDeCoなどの制度はできたものの、拠出可能年齢が限られていたり、年間の拠出非課税限度額が英米に比べると小さかったりする。これらの点について、できることがあるのではないかとのご指摘がある。

また、退職する頃にならないと正確な退職金の額が分からないため、退職金をもらう頃になって、急に退職以降の人生設計を始めるという方も多いと聞いているが、このような状況を変えていくことも大事ではないかと考えている。

(2) 資産の有効活用・取崩し

次に「②」について、資料15頁をご覧ください。先ほど申し上げたように、退職世代が保有する資産については、住宅資産が結構な割合を占めているという状況である。金融資産が豊富な世帯については、住宅資産を当てにしなくても老後を過ごすことができると思うが、それほど金融資産を保有していない世帯については、住宅資産をどのように有効に活用していくかということが課題になる。

もっと利用が進むとよいとされているのがリバースモーゲージだ。右上段の表をご覧くださいと、リバースモーゲージを取扱う銀行の数は近年、急速に増えてきており、このようなニーズを取り込んでいこうとしている地域金融機関が増えている状況にある。

しかし、まだまだ大きな動きにはなっていない。取扱銀行数は増えているが、それぞれの銀行で取り扱っている件数は限られてお

り、これをさらに広げていくためにどのようなことができるかも考えていかなければならないと思う。

(3) 長生きへの備え、資産承継

次に「③」について、資料17頁をご覧いただきたい。ここでは事業承継について記載している。後継者がいないために、業績は悪くなくともかわらず事業が継続できなくなってしまうというリスクがあると思っている。それは日本の経済全体についても大きな損失になると思う。

この点について、冒頭の箇条書きの2つ目で、後継者の決定や、前の経営者が持っていた株式の承継などについて、地域の金融機関がこれまでよりも正面から取り組むことができるのではないかという問題提起がされている。

(4) 高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備

最後に「④」について、資料18、19頁をご覧いただきたい。フィナンシャル・ジェロントロジーについては後に駒村先生からお話があると思うので、私からは、19頁の内容について1つご紹介する。

日本証券業協会では、ご承知のとおり、高齢顧客投資勧誘ガイドラインというものを定めており、75歳以上や80歳以上の顧客については一定の商品の勧誘対象としない、勧誘する際には受注までに1日置いたり役席者の同席を求めたりするなど、手続的に慎重を期す対応をしているところである。

一方で、金融機関の現場の方々からは、年

齢で一律に制限することが適切なのかといった声があると聞いている。現在のガイドラインに代わる良いものができるかどうかということが、これからの大きな挑戦になってくるのではないかと思う。

6. 高齢社会における金融の目指すべき姿など

高齢社会における金融の目指すべき姿とは、資産も含めて多様な高齢者がいる中で、それぞれの状況に応じて適切な金融取引の選択を行うことができるような状態を実現することではないか。ほしいと思う金融サービス・商品が、手の届く、分かりやすいところにきちんと提供されていることが大事なことだと思う。

そのような状態になれば、「預貯金から資産形成へ」の流れの推進にもつながるし、長寿化の進展に応じて資産寿命を延ばしていくことにもつながる。また、人口構成上、今後、年金制度がだんだんと縮小していくことが予期される。すなわち、公助が減る中で、自助をより充実していかなければならないという流れに沿うような環境が提供されることにもなるのではないか。また、個々の家計の資産配分の効率化を通じて、経済全体の資金循環の質の改善などを目指していくことになるのではないかと思っている。

これらのことに向けて、駒村先生や野尻先生も含めた市場ワーキング・グループにおいて議論をいただいているところである。

時間の関係で駆け足になってしまったが、ここで終わりとした。

(こもり・たくお)

【コメントと回答】

(コメント) 祝迫得夫氏

最初に、自分の経験の話から始めさせていただく。つみたてNISAができる前に、金融庁の方が私の所へヒアリングにお見えになり、そのときに自分が話し



たことで覚えていることが2つある。1つは、なぜNISAがあるのに、新しくつみたてNISAを作ろうとしているのかがよく分からない、既存のNISAを拡充すれば良いではないか、ということ。もう1つは、NISAと年金の問題を家計の立場から統一的に考える視点が必要ではないかということである。

その後、実際のつみたてNISAの概要についての新聞報道を見たときにも、金融庁には申し訳ないが、なぜ敢えてこのような制度を作ったのだらうと思ったし、他の研究者でも、同様のことをおっしゃっている方がいる。

小森課長の報告内容は、金融業界関係者ばかりの本日の出席者にとっては、部分的に意見を異にする点があるにせよ、全体としては非常に納得できるものであり、ぜひそのように進めて欲しいと願う内容であるものと思う。ところがそれが、いったん金融ムラを出してしまうと、なぜ上手くいかないのかということについて最近ずっと考えてきたので、その視点からお話したい。

駒村先生がいる前で私が年金の話をするのはおこがましいが、先進各国で見ると、金融制度改革と年金・社会保障制度改革は基本的

にはワンセットで議論しており、全体としては「賦課方式+確定給付」型から「積立方式+確定拠出」型へと向かっている。ただし、国によるばらつきは非常に大きい。

また、マクロ的に定型化された事実として言われていることは、個人年金であれ完全に私的な運用であれ、自助努力による割合の高い国ほど資産貯蓄率が高く、金融資産額も大きい。加えて、金融資産に占める株式等のリスク資産のシェアも高いと言われている。基本的に金融庁の方針も、恐らくここにいる皆さんも、日本はその方向に進むべきだろうと考えておられると思う。

資料1頁の表は、OECDのデータにもとづく、各国別の公的・私的年金の粗所得代替率である。細かな話は省略するが、いかにバラバラかを説明する。例えば1行目のデンマークについて、それぞれの項目の「0.5」の列を見ていただくと、「Mandatory Public」が45.9%、「Mandatory private」が77.6%で、「Total mandatory」は123.4%である。

それに対して4行目のイタリアを見ていただくと、「Mandatory Public」が83.1%で、私的年金は存在しないので、「Total mandatory」は83.1%となっている。5行目の日本は、「Mandatory Public」が47.8%で、「Mandatory private」は存在しないので、「Total mandatory」は47.8%となる。

日本の数字は、デンマークやイタリアよりは、むしろイギリスやアメリカに近い。例えばアメリカやイギリスは、「Voluntary (DB and DC)」の列を見ると、それぞれ30%、33%となっており、そちらについては日本が劣後する状況になっている。

資料2頁は、国別の年金資産の運用状況の大ざっぱなイメージ図である。この問題の厳

密な国際比較は非常に困難なので、あくまでもイメージとして捉えていただきたいが、デンマークは「必須 Mandatory」の部分でかなりカバーしているが、実はその中で私的年金の「必須 Mandatory」でカバーしているところがかなり大きい。イタリアはまったくその逆である。

日本は「必須」、「自発」のいずれでカバーしているかという点からは、デンマークやイタリアに近いかもしれないが、では「必須」の部分でほとんどをカバーしているのかというと、そういう訳でもない。一番の問題は、日本とイギリス・アメリカを比べた場合に、日本は、残りの「個人運用」の部分に占める預金の比率が極めて高いことである。

この図から何を指摘したいかということ、最初の話に戻るが、ほかの先進国では年金・社会保障制度改革と金融制度改革が地続きになっているのに対して、わが国では、家計の資産運用促進が、年金問題とはほとんど関係のない金融固有の問題とみなされているということである。それは非常に残念なことである。特に国会議員と省庁、そして一部の年金関係者は、このような傾向が強いのではないかと思っている。

もちろん省庁も色々であり、小森課長の報告を聞いて思ったこととしては、金融庁と財務省主税局はまったく立場が異なっているということである。私はファイナンスの研究者なので、金融庁の立場を支持するが、主税局の立場も分からないわけではない。自分たちがコントロールすることができない年金の改革がうまくいかどうか分からないときに、減税せよ、税制上の証券投資優遇措置を設けよと言われても認められないというのは、主税局の論理としてはそのとおりであろう。

では、金融ムラが真っ当なことを言っているのかというと、歴史的に見ると、そうではないところかなりある。私も研究者として20年以上、金融業界に関わっており、「貯蓄から投資へ」ということは、私がアメリカから日本に帰ってきた直後から言われ続けているのだが、ほとんど変わっていない。

その理由の1つは、信託というよりは証券の問題なのかもしれないが、「貯蓄から投資へ」と言っても、結局、手数料目当ての商売なのでもっと証券を買ってくれという部分が透けて見えてしまっており、それを金融ムラ以外の人から避けられているのではないかと思う。しかし貯蓄率が低下し、金融資産も増えていない中においては、本当に「個人運用」の部分をきちんと考えなければいけないところに来ているのではないか。これに関しては、基本的に小森課長のおっしゃったことに全面的に賛成する。

一方で、日本の特徴として1つははっきりしているのは、高齢者の勤労意欲が高いことであり、そのような高齢者が多い国は日本ぐらいであろう。また、家計貯蓄率は減ってきてはいるが、2000年代初頭に多くの研究で行われたシミュレーションの結果と比較すると、その当時に考えられていたよりは低下の速度が明らかに遅い。当時のシミュレーションによれば、日本の家計貯蓄率は既にマイナスになっていなければならないはずだが、そうはなっていない。

しかしながら、貯蓄率の低下の早さを緩和し、金融資産の長期的水準を増加させること自体については、金融庁のみならず、財務省にしても、あるいは、日本のマクロ経済全体を見たとしても、インセンティブがあるのだから、その意味で、家計の自主努力を求める

制度変更を明確にアナウンスするべきである。このような場や省庁の中で主張するだけでなく、一般家計に、日本はこのような方向に向かおうとしているということを明確なシグナルとして発信しなければならないが、そのようになっていないという問題がある。それは突き詰めれば、政治主導で行うしかないと思う。

最後に、小森課長の発表に関してコメントさせていただくと、すでに部分的には述べられているが、年齢グループの中の家計をすべて同質的なものとして扱うことには無理がある。もちろん多様であるとおっしゃっているが、もっと政策的にもはっきりとターゲットを絞ったほうが良いのではないか。

ここで議論されているような制度改革は、恐らく一番下の層および上層の10~20%の方にはほとんど関係のないことであり、真ん中より少し上の辺りの層の問題である。50歳で年収800万円くらい、東京ならば1,000万円くらいが目安ではないかと思うが、それ以上の所得、または対応するような水準の資産を保有する家計グループをターゲットにして、このグループの人々が老後破綻のような状況に陥って、下に落ちてきて公的なセーフティネットを受け止めなければならないという事態を避けるために、彼らに自主努力を促す必要がある。したがってすべての家計を同列に、公平に扱うというアプローチは適切ではないのではないかと感じている。それは小森課長も感じていることかもしれないが、立場上、それを明確におっしゃることはできないと思う。

これに関連して、分析という意味では、所得水準別・資産水準別の分析をもう少し詳しく行っていただけるとありがたい。また、

個人的に非常に興味があるのは、恐らく家計の金融資産保有状況は、地域ごとにかなりの違いがあるはずだということである。東京と大阪でも違うだろうし、北海道や沖縄まで分析すると、かなり違うことは明らかだと思う。政策的には地域に関係なく、すべての家計を公平に扱うべきだという議論が出てきそうだが、それは違うと思う。どこまで表に出せるかという問題はあるが、問題として検討するという過程ではそのようなことも踏まえて考えていくべきではないか。

コメントは以上である。

(回答) 小森卓郎氏

報告時間の関係で割愛したことを申し上げたい。

市場ワーキング・グループで、取組みの状況を整理してほしいというリクエストを受けてお示しした資料を少し簡単にしたものを、資料の末尾に付けている。

今回、市場ワーキング・グループで取組んでいただくことは、狭い意味での金融に限定しないようにしたいと思っている。iDeCoの話や住宅資産の話なども含めて、厚生労働省や国土交通省など、他の省庁が協力しなければ解決できないような問題も含めて取り扱っており、霞が関においては割と異例で、あまりない取り組み方だと思う。

霞が関で働く人たちからすると、自分たちできちんと答えが出せるもの以外のことを取り上げるのはやや無責任ではないかという考え方があってと思うので、このような取り組み方をすることは比較的少ないということだと思うが、高齢化の問題は、金融だけでは解決できない様々な問題があるため、このような形で議論しようということになった。

幸いなことに、市場ワーキング・グループには厚生労働省や国土交通省の担当課にも参加いただき、議論をお聞きいただいている。もちろんその後でそうした課題に答えを出していくのは彼らであり、そこまで金融庁でコントロールできないが、議論を知った上で、同じ頭、あるいは近いような頭になってそれぞれの課題に取り組んでいただければありがたいと思っている。

逆に、今回はやってはいけないと感じているのは、「サイロ化」することである。すなわち、それぞれの世界でそれぞれのことをやっていただけでは、恐らくこの問題は解決に進まない。こうしたことから、今回は少し変わったアプローチをしているということを申し上げたい。

それから、本日は信託業界の方がたくさんいらっしゃるのでも申し上げると、信託の方たちは、私が言うまでもなく、サービスを組み

合わせて提供することが強みであると思うし、不動産関連などについても強みをお持ちだと思う。その意味では、非金融との連携ということをもっと実現しやすいポジションにいる業界だと思っているので、良いサービスを今後さらに提供していただくことを期待している。

また、これも私が言うまでもないことだと思うが、信託業界は高齢以降の顧客の割合が非常に高いのではないかと思う。ぜひ引続きの取組みをお願いしたい。

本日もこの後でお話があるかもしれないが、信託に対するニーズは非常に幅広くあるのではないかと思っている。ほかの主体との連携なども含めて、幅広く良質なサービスが提供できるように、どのようなことをすればよいかということを考え、実行していただければ幸いである。

高齢社会における金融サービスのあり方について

平成30年12月1日

金融庁



高齢社会における金融サービスのあり方の検討

1. 高齢社会の現状とリスク

- 長寿化の進展、金融資産の伸び悩み、資産の高齢化
 - ✓ 資産寿命が生命寿命に届かないリスク
 - ✓ 老後不安による過度な節約
 - ✓ 地方から都市部への資産の流出の加速
 - ✓ 家計の資産構成の硬直化

2. 退職世代等の現状

- 多様化の進展とモデルの空洞化
 - ✓ 標準世帯の減少と単身世帯の増加
 - ✓ 持ち家比率の減少
 - ✓ 雇用形態・状況の多様化
 - ✓ 居住地選択の多様化 等

3. 高齢社会における金融サービスに関する基本的な考え方

「長寿化の進展」、「資産の高齢化」、「モデルの空洞化」といった問題や、「資産寿命の延伸」といった課題を克服するため、以下のような基本的な考え方が重要となってくるのではないかと

- B to C から C to B のビジネスモデルへの転換
 - ✓ 業者起点の画一的な商品の提供から、デジタル化を生かした顧客起点のきめ細かなサービスの提供
- 金融・非金融の垣根を越えた連携
 - ✓ フィナンシャル・ジェロントロジー（金融老年学）といった知見の活用や金融以外のサービス主体とも連携したサービスの提供
- 「見える化」を通じたより良い商品・サービスの選択
 - ✓ 自らの老後の収入・支出の「見える化」や、金融機関が提供している商品・サービスの「見える化」を通じて、顧客により、ニーズに合った商品・サービスが選択されるメカニズムの実現

1. 高齢社会の現状とリスク

<現状>

長寿化の進展

- ✓ 現在60歳の人の約4分の1が95歳まで生きるなど、長寿化が進展

金融資産の伸び悩み

- ✓ 高齢の各世帯が保有する金融純資産は過去20年間横ばい

資産の高齢化

- ✓ 家計金融資産の約3分の2を60歳以上の世帯が保有するなど、資産の高齢化が進展

<リスク>

資産寿命が生命寿命に届かないリスク

- ✓ 長生きした場合、貯蓄を全て取り崩し、公的年金のみによって生活する世帯が増加

老後不安による過度な節約

- ✓ 十分な備えがある世帯であっても、老後の収入・支出が見えない不安から、資産の計画的な取り崩しが進まない

地方から都市部への資産の流出の加速

- ✓ 高齢者が地方で形成した資産が、相続を契機に都市部で生活する相続人へ移転

家計の資産構成の硬直化

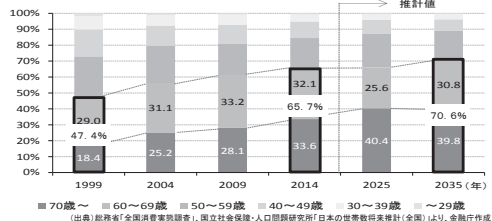
- ✓ 認知能力、判断能力の低下等により、資産構成を状況に応じて効果的に変更できない

60歳の人のうち各年齢まで生存する人の割合

	2015年推計	1995年推計
80歳	78.1%	67.7%
85歳	64.9%	50.0%
90歳	46.4%	30.6%
95歳	25.3%	14.1%
100歳	8.8%	—

(注) 割合は、推計時点の60歳の人口と推計による将来人口との比較。1995年推計では、100歳のみの将来人口は含まれていない
(出典) 国立社会保険・人口問題研究所「将来人口推計」(中位推計)より、金融庁作成

金融資産の年齢階級別割合の推定見込み



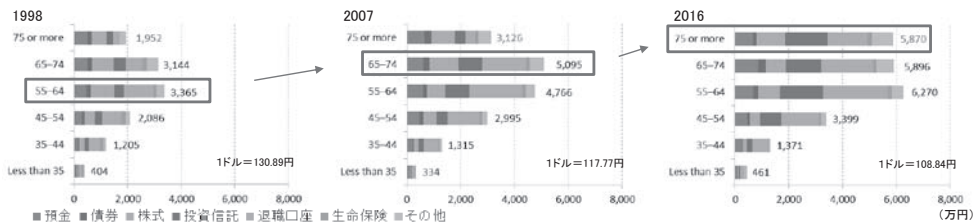
(出典) 総務省「全国消費実態調査」、国立社会保険・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計(全国)」より、金融庁作成

2

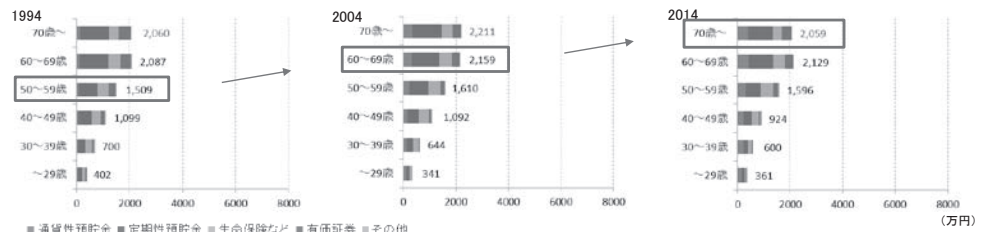
1. 高齢社会の現状とリスク ①日米比較

- 米国は、退職口座(IRA、401k等)、投資信託を中心として、退職後も含め現役時代から資産形成を継続し、退職世代等の金融資産は過去20年で約3倍に増加。
- 日本の家計の金融資産は過去20年間伸びておらず、直近では退職世代等の保有する世帯当たりの金融資産は米国の半分以下

米国における年齢階級別金融資産額の推移(一世帯あたり平均)



日本における年齢階級別金融資産額の推移(一世帯あたり平均)



■ 通貨性預貯金 ■ 定期性預貯金 ■ 生命保険など ■ 有価証券 ■ その他

(注) 米国の金融資産額は各年の円ドル相場の平均を用いて円換算

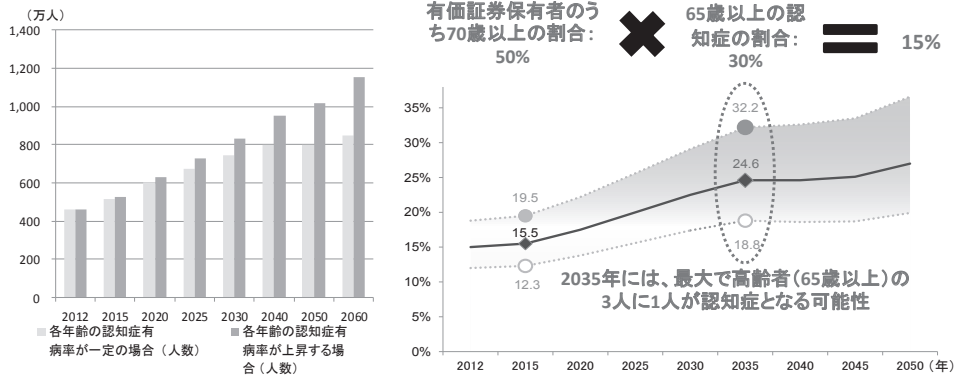
(出典) FRB「Survey of Consumer Finances」、日本銀行「外為為替市況」、総務省「全国消費実態調査」より金融庁作成

3

1. 高齢社会の現状とリスク ②認知能力の低下

- 2035年には有価証券保有者のうち70歳以上の割合が50%となり、65歳以上の認知症患者の割合も最大で3人に1人となる可能性
- その場合、有価証券全体のうち、15%を認知症患者が保有することとなる可能性

【65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率】

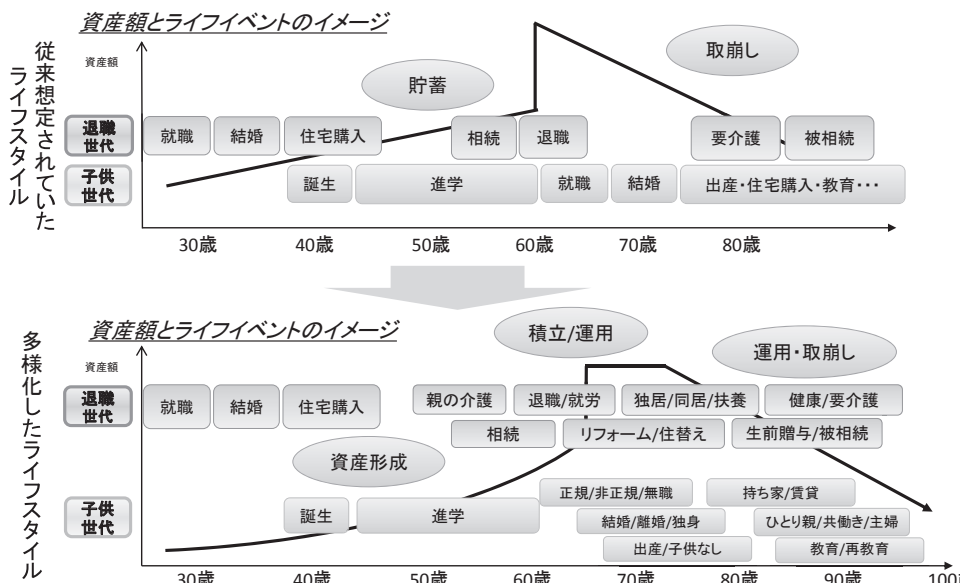


(注) 有病率は、各年齢の認知症有病率が上昇する場合の比率。破線間は95%信頼区間を示す。
 (資料) 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授)

(出典) みずほ総合研究所「高齢社会と金融～高齢社会と多様化するニーズに金融機関はどのように対応するか～」より、抜粋

2. 退職世代等の現状 ①多様化の進展と「モデルの空洞化」

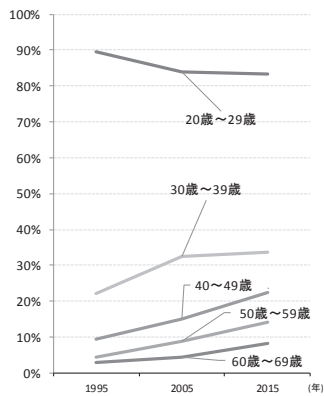
- 長寿化が進展する中、資産・所得、就労、健康、世帯構成等の状況について多様化が進展し、「モデル世帯」が存在しなくなっている(モデルの空洞化)。金融リテラシーの状況も多様
- 金融サービスには、多様化への対応が重要な課題となるのではないか



2. 退職世代等の現状 ②世帯構成・持ち家の状況の多様化

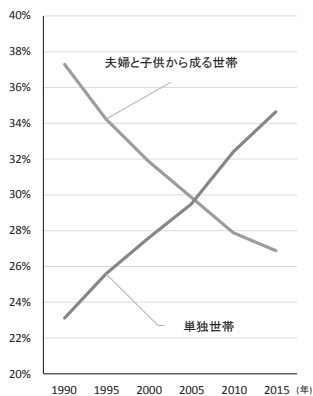
- 未婚率の上昇、夫婦と子供から成る世帯の比率の低下、持ち家比率の低下
→ 結婚し、夫婦と子供二人で暮らし、持ち家を持つという、かつて標準的と考えられてきたモデルの空洞化

年齢階級別未婚率の推移



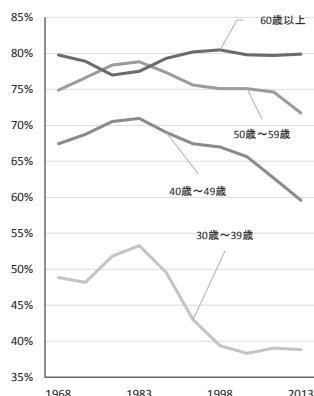
(出典)総務省「国勢調査」より、金融庁作成

夫婦と子供から成る世帯と単独世帯の比率の推移



(注)分母は総世帯数
(出典)総務省「国勢調査」より金融庁作成

年齢階級別持ち家比率の推移



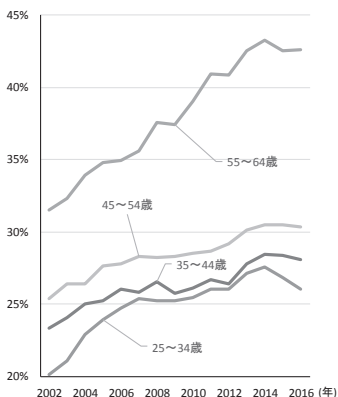
(出典)総務省「住宅・土地統計調査」より、金融庁作成

6

2. 退職世代等の現状 ③雇用状況・退職給付の状況の多様化

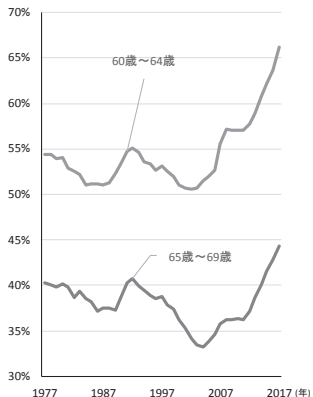
- 非正規雇用比率の上昇、60歳代の就業率の上昇、退職給付額の減少
→ 定年まで正規雇用で働き、その後は退職し、退職金を取り崩しながら生活するというモデルの空洞化

年齢階級別非正規雇用比率の推移



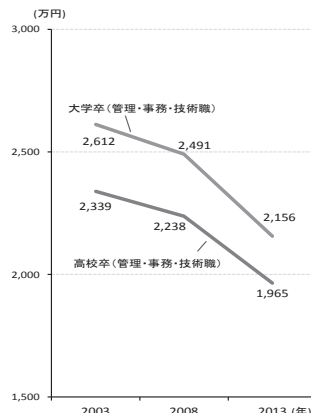
(出典)総務省「労働力調査詳細集計」より、金融庁作成

60歳代の就業率の推移



(出典)総務省「労働力調査」より、金融庁作成

退職給付額の推移



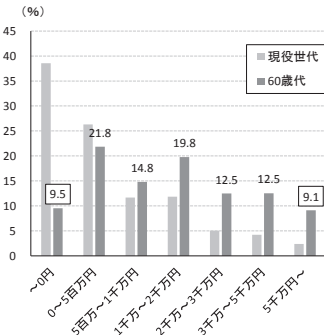
(注)勤続35年以上の退職者
(出典)厚生労働省「就労条件総合調査」より、金融庁作成

7

2. 退職世代等の現状 ④資産の保有状況

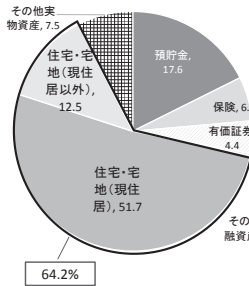
- 退職世代の金融純資産の保有額は現役世代と比べて幅広く分布
- 退職世代の資産全体の6割以上が住宅資産
- 退職世代は現役世代よりも住宅資産を保有している割合が高く、保有している住宅の資産額は現役世代と比べて幅広く分布

現役世代と退職世代の金融純資産の世帯数分布



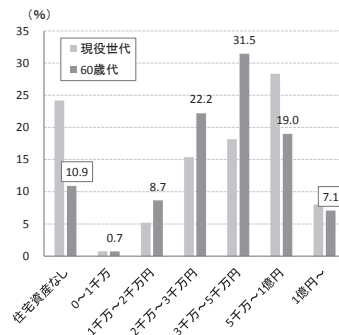
(注)現役世代は世帯主年齢が59歳以下、退職世代は世帯主年齢が60代の世帯
(出典)総務省「平成26年全国消費実態調査」の集計データより、金融庁作成(二人以上世帯を単純集計したもの)

世帯主が60代の世帯の資産構成



(出典)総務省「平成26年全国消費実態調査」より、金融庁作成

現役世代と退職世代の住宅資産額別の世帯数分布

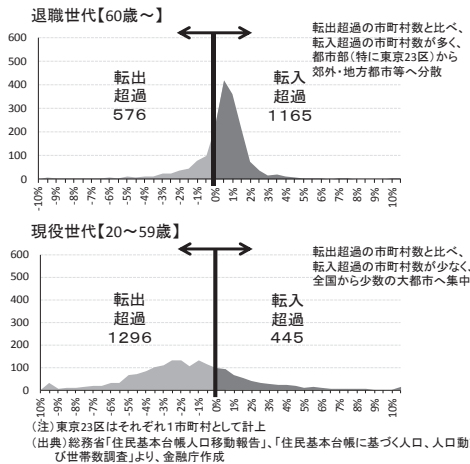


(出典)総務省「平成26年全国消費実態調査」より、金融庁作成

2. 退職世代等の現状 ⑤居住地の選択状況

- 全国的に高齢化が進む中、退職世代等は、自らのライフスタイルやニーズ(故郷、生活コスト、医療・交通環境等)を踏まえ大都市から地方都市や郊外への移住、若しくは利便性の高い都市部への移住等、居住地の選択が多様
- 地域ごとに流入の理由や居住者の属性も様々であり、その多様性に応じた金融サービスの提供が重要

転入者対人口比別の市町村数(2014-2017)



退職世代等の純転入者数(2014-2017)

純転入者数上位20市区町村		純転出者数上位20市区町村	
市区町村名	人数(人)	市区町村名	人数(人)
札幌市	11185	世田谷区	3458
福岡市	3402	大田区	3341
千葉市	2201	横浜市	3173
八王子市	1664	杉並区	2850
青海市	1615	品川区	2619
相模原市	1498	練馬区	2399
さいたま市	1479	新宿区	2192
柏市	1326	北区	2190
仙台市	1259	目黒区	2189
旭川市	1031	中野区	2043
松山市	1013	渋谷区	1991
つくば市	979	江東区	1981
金沢市	973	豊島区	1755
高崎市	952	江戸川区	1605
鹿児島市	950	北九州市	1552
伊東市	902	文京区	1413
大分市	831	川崎市	1314
日の出町	806	墨田区	1262
印西市	793	港区	1241
岡山市	776	台東区	1234

(※)中央区は565人の純転入

3. 高齢社会における金融サービスに関する基本的な考え方

- 高齢社会における金融サービスのあり方の検討に当たっては、以下の基本的な考え方が重要となってくるのではないかと
- こうした取組みを促進するため、例えば、金融業界の取組むべき方向性等についての原則を策定することなどが考えられないか

➤ B to C から C to B のビジネスモデルへの転換

- ✓ 業者起点の画一的な商品の提供から、個々の顧客に合わせた顧客起点のきめ細かなサービスの提供
- ✓ デジタル化(AIやビッグデータの活用を含む)による顧客ごとの対応の容易化

➤ 金融・非金融の垣根を越えた連携

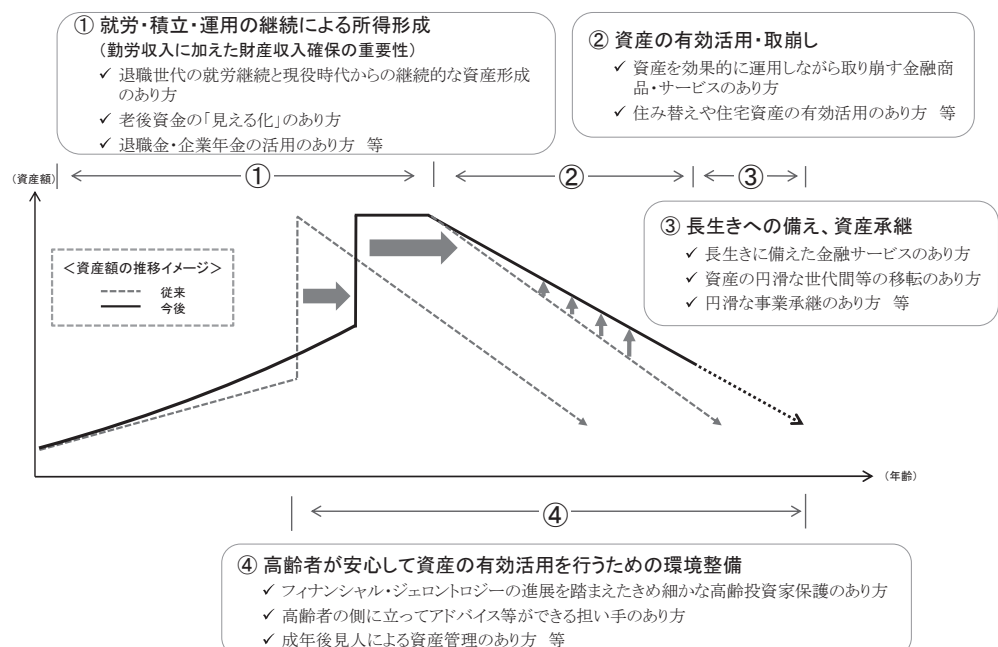
- ✓ フィナンシャル・ジェロントロジー(金融老年学)といった知見の活用
- ✓ 金融ニーズに加えて、非金融ニーズの増加(例・家事代行、見守りサービス等)を踏まえたグループ内外の金融サービス主体や金融以外も含めた地域のサービス主体との連携

➤ 「見える化」を通じたより良い商品・サービスの選択

- ✓ 老後の収入や自らの人生設計における支出の「見える化」を通じた計画的な資産の活用
- ✓ 金融機関が提供している商品・サービスについて退職世代等のどのようなニーズに応えるのか「見える化」が進み、ニーズに合った商品・サービスが選択されるメカニズムの実現

10

4. 検討の視点



11

5. 検討にあたっての指摘 ①就労・積立・運用の継続による所得形成

長寿化が進行する中、就労の継続による勤労収入の確保とともに、それまでに蓄積した資産を有効活用し、財産収入を確保していくことも重要

退職世代の就労継続と現役時代からの継続的な資産形成

- ✓ 退職後も見据え、若いうちからの長期・分散・積立による資産形成を支援する「つみたてNISA」(時限措置)が導入されている。
- ✓ 確定拠出年金(DC)について、企業型では65歳、iDeCoでは60歳以降は拠出できない。また、拠出上限額についても企業型DCが最大で年66万円に止まるなど少額なものとなっている。

- ✓ つみたてNISAが長期・分散・積立の投資の手段として継続的に機能していくよう、20年間という投資期間が確保されることが重要ではないか。
- また、若年世代から退職後まで一貫した資産形成につながる制度の整備が求められるのではないか。
- ✓ 100年時代を見据えた老後のための資産形成には、DC等の拠出可能年齢や拠出上限額等の引上げが考えられないか。

老後資金の「見える化」

- ✓ 老後の収入や自らの人生設計における支出についての「見える化」が不十分

- ✓ 自らの老後の収入や支出についての「見える化」が進むことや、職場などにおける投資教育を通じて金融リテラシーを高めることが重要ではないか。

退職金・企業年金の活用

- ✓ 退職金や企業年金を退職時に一時金として受け取るケースが多い。しかし、受け取った退職一時金について、効果的な運用がなされていないことなどから、財産収入は少額にとどまっている。

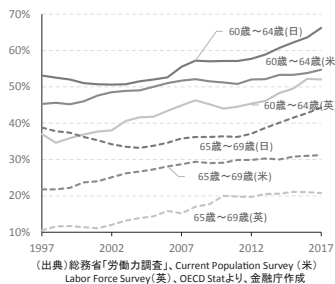
- ✓ 退職金等について、過度にリスクの高い商品や複雑な商品で運用することがないようにしながら、高齢者に相応しい商品・サービスで運用する等の選択肢が考えられないか。

12

(参考) 就労・積立・運用の継続による所得形成

- 我が国の60代の就業率は世界的に高い水準にある一方、企業型DCは65歳、iDeCoは60歳以降拠出できない。拠出上限額は、例えば、企業型DCでは最大で年66万円に止まる
- 退職金の金額の把握が退職間際に集中しており、老後の運用を検討する時間が十分に確保されていない

各国の60代の就業率の推移



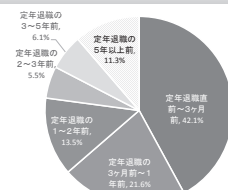
日米英の確定拠出年金の拠出可能年齢・非課税限度額比較

	拠出可能年齢	拠出非課税限度額(年額)		
		会社員	自営業	
日本	企業型DC	65歳	最大66万円※1	-
	iDeCo	60歳	最大27.6万円※1	81.6万円※2
米国	401(k)	上限なし※3	50歳未満:5.5万ドル 50歳以上:6.1万ドル	-
	IRA	70.5歳	50歳未満:5千5百ドル	50歳以上:6千5百ドル
英国	企業年金	75歳	4万ポンド	-
	個人年金			4万ポンド

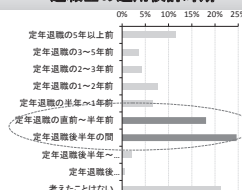
※1 勤務先の企業年金(DBなど)への加入資格有無等により異なる ※2 国民年金基金との合算特
 ※3 70.5歳以降、401(k)プランへの加入はできなくなるが、それ以前から加入している場合は拠出可能

(出典)金融庁作成

退職金の金額を正確に知った時期



退職金の運用検討時期



13

5. 検討にあたっての指摘 ②資産の有効活用・取崩し

退職後は年金受給と資産の取崩し等によって生活を賄うこととなるが、単に取崩すのではなく、効果的に運用しながら取崩すことや、住宅資産の活用も含めて考えることが重要

資産を効果的に運用しながら取り崩す金融商品・サービス

✓ 退職世代の資産運用を、それぞれの人生設計に応じてどのように行うべきかということについて十分な議論が行われていない。

✓ 年齢、家族構成、家計、市場動向等に応じたポートフォリオの組換えや取崩しを行う運用商品やサービスなど、様々な商品・サービスが存在する。

それらについて、それぞれにどういった特性があり、退職世代等のような属性の人に望ましい商品・サービスなのかという情報が「見える化」されるような環境整備を図ることが重要ではないか。

住み替えや住宅資産の有効活用

✓ 退職世代の中には、生まれ育った地域や、生活コストが安く、医療・介護サービス等が充実している郊外や地方都市などへ住み替える動きもみられる。

✓ 退職世代の保有する資産の約3分の2が住宅・宅地資産であり、リバースモーゲージの活用によって、住み替えの促進や、より豊かな老後につながる可能性があるが、金融機関による融資実績は一部を除き少ない状況。

✓ 既存住宅の流通やリフォームに関する市場の活性化に向けた

- ・ 公的保証による民間金融機関のバックアップなどによりリバースモーゲージの普及を図り、高齢者の住み替え等の住生活関連資金を確保
- ・ 良質な既存住宅の資産価値が適正に評価される等の環境整備

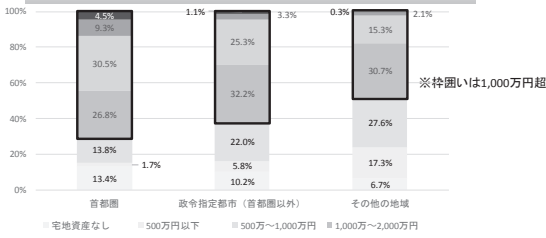
といった取組みを進めることは、住宅資産を有効に利用できる環境整備という観点からも重要ではないか。

14

(参考)資産の有効活用・取崩し

- 退職世代等の保有する資産の約3分の2が住宅・宅地資産であるが、地域別に見ると、首都圏や政令指定都市以外であっても宅地資産の額が1000万円を超える世帯が半数近くを占める
- 住宅・宅地資産が老後の生活に有効活用されることが期待される中、リバースモーゲージの取扱金融機関は近年増加しているものの、依然として取扱件数は限られている

65歳以上夫婦二人世帯の地域区分ごとの宅地資産額の分布



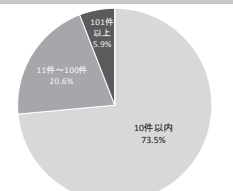
リバースモーゲージの取扱銀行数の推移

平成17年	(2行)
平成26年 (4月末)	(15行)
平成28年 (3月末)	(35行)
平成29年 (3月末)	(43行)
平成29年 (9月末)	(47行)

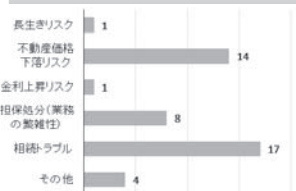
(出典)金融庁調べ

(注)首都圏は都内の23区及び市の全域、さいたま市、千葉市、市原市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市、横浜市の川崎市 (出典)総務省「平成26年全国消費実態調査」の借入データより、金融庁作成

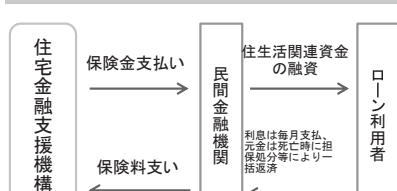
リバースモーゲージ融資実績



取扱金融機関が一番懸念するリスク



(※)住宅金融支援機構による融資保険制度の仕組み



15

5. 検討にあたっての指摘 ③長生きへの備え、資産承継

退職世代について、予想以上に長生きした場合の備え、次世代への資産移転、事業承継に係るサービスの充実が重要

資産の円滑な世代間等の移転

- ✓ 年々、相続財産が増加しているが、高齢化の進展により老老相続となっており、現役世代に資金が回っていない。
- ✓ 相続税評価額の算出時に、不動産の時価に、一般的に時価より低いとされる路線価を用いていることなどにより有価証券より有利と考えられている。
- ✓ 英国では、夫婦間で相続が発生した場合、ISA口座で保有されている有価証券について、被相続人の非課税枠も含めて相続することを認めている



- ✓ 現役世代への資産移転を進めるための生前贈与の仕組みとして、教育資金贈与信託などの制度(時限措置)があるが、改善の余地がないか。
- ✓ 左記によって、不動産が金融資産よりも投資対象として選好されていることがないか等について研究を深め、資産選択に歪みが生じないことを目指すことが考えられるのではないか。
- ✓ 相続によって資産形成が途切れることのないよう、我が国でも同様の制度を検討することが考えられないか。

円滑な事業承継

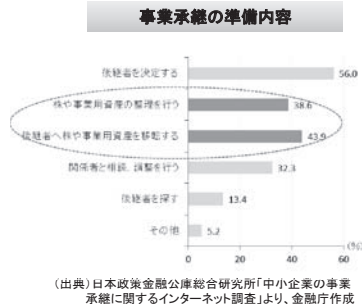
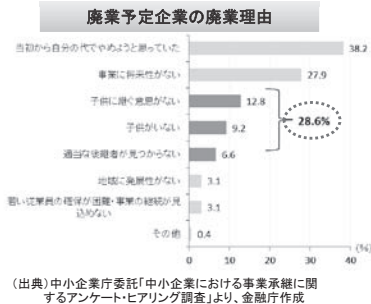
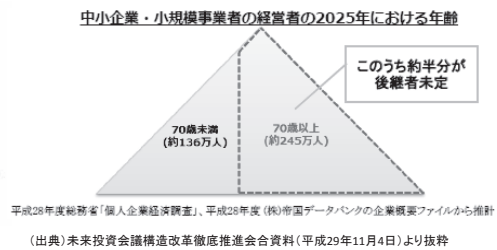
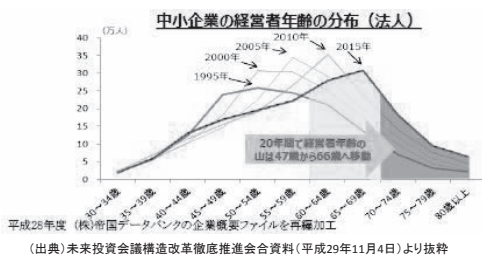
- ✓ 今後10年間で200万人を超える中小企業等の経営者が引退時期を迎える中、事業承継は重要な課題であり、事業承継において金融機関に期待されている役割は大きいと考えられる。



- ✓ 円滑な事業承継のため、地域の金融機関が提供するサービスを充実させることが考えられないか。

(参考)長生きへの備え、資産承継

- 今後10年間で200万人を超える中小企業等の経営者が引退時期を迎える中、事業承継は重要な課題
- 事業承継において、後継者の決定や株式の整理・承継が課題とされている中、金融機関が一層の役割を發揮することが期待されるのではないか



5. 検討にあたっての指摘 ④高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備

高齢者が資産の有効活用を行うため、きめ細かな投資家保護の枠組み、高齢者の立場に立ちアドバイス等ができる担い手のあり方、成年後見人による資産管理等のあり方の検討が重要

フィナンシャル・ジェロントロジーの進展等を踏まえたきめ細かな高齢投資家保護

✓ 現在の投資勧誘等のルールは、一定の年齢（75歳・80歳）を目安に、それ以上の高齢顧客に勧誘留意商品を販売するためには役席者の事前承認を必要とするなどの対応が求められている。

- ✓ 認知能力や判断能力に応じた対応など、よりきめ細かな投資家保護のあり方を検討することが考えられないか。
- ✓ リスクが高く、複雑な商品の提供を抑制する一方で、リスクが低く、簡素な商品については説明内容を軽減するなど、商品のリスクや複雑さに応じた対応をより徹底することが考えられないか。

高齢者の側に立ってアドバイス等ができる担い手

✓ 高齢者の立場で、高齢者の多様な状況に応じた商品・サービスをアドバイスできる担い手が少ない。

✓ 高齢者の立場に立ってアドバイスできる担い手の充実を図ることが考えられないか。

成年後見人による資産管理等

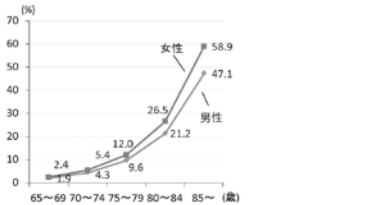
✓ 成年被後見人の財産の後見人による不正引出しを防止するため、従来から取扱いのあった後見制度支援信託に加え、銀行でも導入できる仕組みについて本年3月に法務省、最高裁、金融庁、銀行等が報告書を取りまとめ、銀行等が新たな仕組みを導入するよう金融庁としても働きかけ。

✓ 後見制度支援信託では、その資産管理において元本保証が求められているが、被後見人の生活水準の維持・向上のため、一定の要件の下、運用対象を広げることが考えられないか。

(参考) 高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備

- 75歳を超えると認知症有病率が上がることなどから、75歳以上を目安に有価証券の投資勧誘に係る手続き等を厳格化している
- 信託銀行等が既に取り組んでいる後見制度支援信託は、利用者が年々増加し、その残高も伸びているものの、資産管理における運用先が元本保証の商品に限定されている※
※米国では、1994年に制定されたブルーデント・インベスター法により、信託財産の分散投資が受託者に義務付けられている

年齢階級別の認知症有病率(2012年時点)

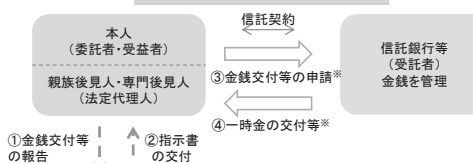


(出典)厚生労働省「日本における認知症の高齢者人口の将来設計に関する研究」より、金融庁作成

日本証券業協会の高齢顧客投資勧誘ガイドライン

- ✓ 高齢顧客の定義
 - ・75歳以上(目安)の顧客
 - ※ 80歳以上(目安)の顧客に対してはより慎重な勧誘等
- ✓ 勧誘留意商品の選定
 - ・役席者の事前承認が必要な商品(勧誘留意商品)とそれ以外の商品の範囲を区分
 - ※ 国債、社債、公社債投資信託等は事前承認不要
- ✓ 80歳以上の高齢顧客への対応
 - ・担当営業員が勧誘留意商品の勧誘を行う場合、原則として翌日以降受注
 - ・受注は役席者が行う

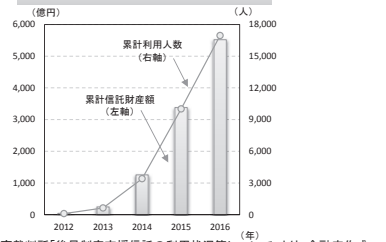
後見制度支援信託の仕組み



※ 一時金交付、定期交付金額の変更などの際に、家庭裁判所の発行する指示書が必要

(出典)家庭裁判所「後見制度において利用する信託の概要」より、金融庁作成

後見制度支援信託の利用状況



(出典)最高裁判所「後見制度支援信託の利用状況等について」より、金融庁作成

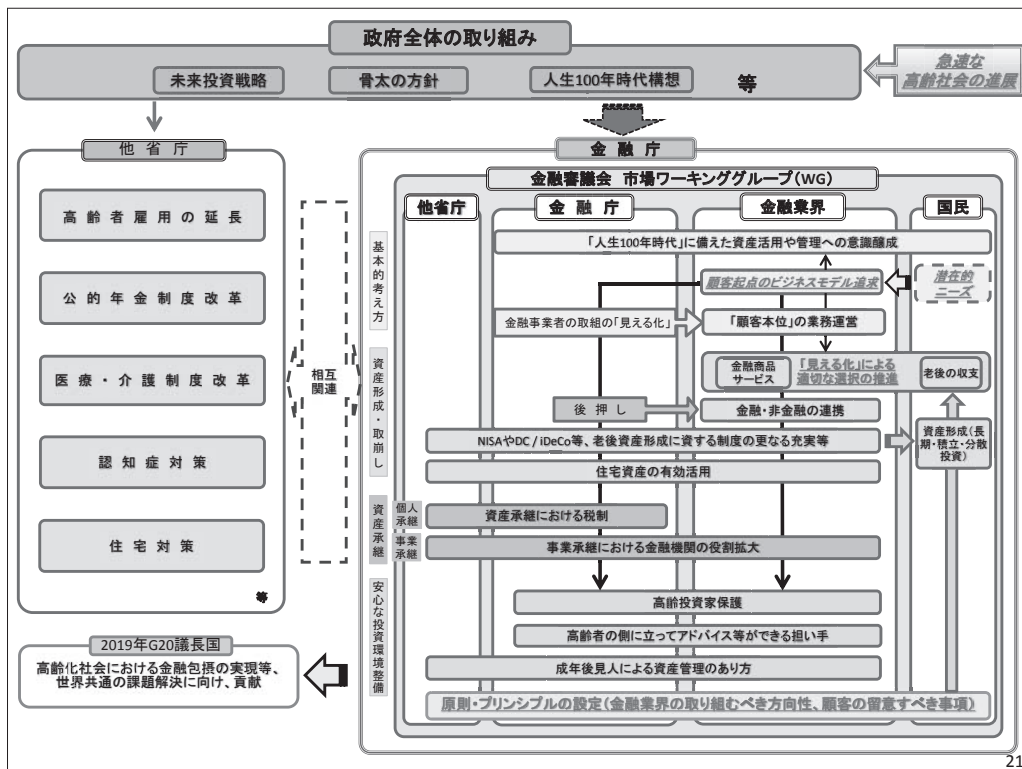
高齢社会における金融の目指すべき姿など

➤ 高齢社会における金融の目指すべき姿は、高齢者をはじめとする国民がそれぞれの状況に応じた適切な金融取引の選択を行うことができるような状態を実現することではないか。

また、それを通じて、

- ・預貯金偏重から資産形成(長期・分散・積立投資)への流れの推進
- ・長寿化の進展に応じた資産寿命の延伸
- ・「公助」から「自助」の流れに沿う金融環境の実現・提供
- ・個々の家計の資産配分の効率化を通じた、経済全体の資金循環の質の改善などを目指していくこととなるか。

➤ このような姿に向けて、金融庁や金融業界をはじめとする多様な主体による今後の様々な取組み(金融業界が取組むべき方向性等に関する原則の策定などを含む)について、市場ワーキンググループにおいて議論していただいてはどうか。



小森卓郎氏

高齢社会における金融サービスの あり方について コメント

2018年12月1日

祝迫得夫
一橋大学経済研究所

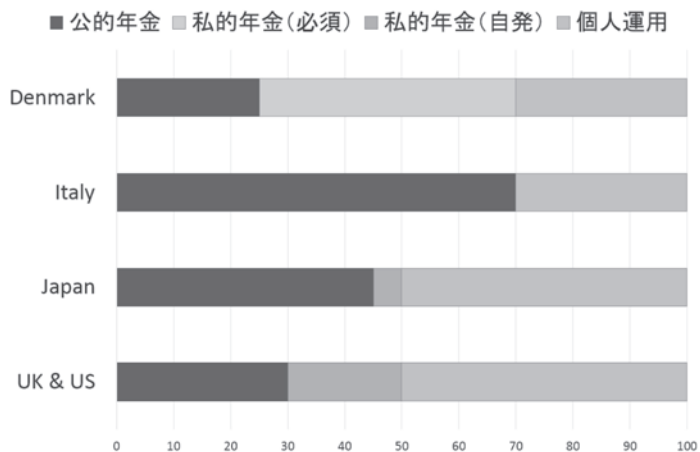
各国別の公的・私的年金の粗所得代替率

4.5. Gross pension replacement rates from mandatory public, mandatory private and voluntary private pension schemes

Percentage of individual earnings

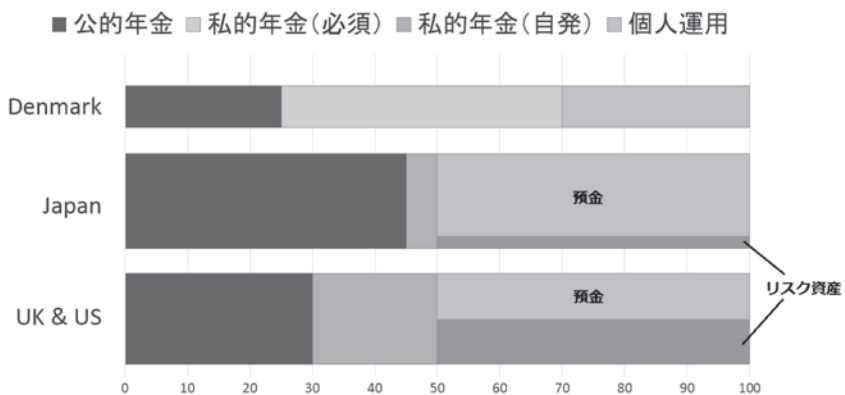
	Mandatory Public			Mandatory private (DB and DC)			Total mandatory			Voluntary (DB and DC)			Total with voluntary		
	0.5	1	1.5	0.5	1	1.5	0.5	1	1.5	0.5	1	1.5	0.5	1	1.5
Denmark	45.9	14.8	9.9	77.6	71.6	69.6	123.4	86.4	79.5				123.4	86.4	79.5
France	60.5	60.5	54.8				60.5	60.5	54.8				60.5	60.5	54.8
Germany	38.2	38.2	38.2				38.2	38.2	38.2	12.7	12.7	12.7	50.9	50.9	50.9
Italy	83.1	83.1	83.1				83.1	83.1	83.1				83.1	83.1	83.1
Japan	47.8	34.6	30.2				47.8	34.6	30.2	23.1	23.1	23.1	71.0	57.7	53.3
Korea	58.5	39.3	28.7				58.5	39.3	28.7				58.5	39.3	28.7
Sweden	36.6	36.6	27.6	19.2	19.2	36.9	55.8	55.8	64.5				55.8	55.8	64.5
United Kingdom	44.3	22.1	14.8				44.3	22.1	14.8	30.0	30.0	30.0	74.3	52.2	44.8
United States	48.3	38.3	31.7				48.3	38.3	31.7	33.0	33.0	33.0	81.3	71.3	64.7
OECD	52.6	40.6	36.0				64.6	52.9	48.4				70.3	58.7	54.4

大雑把なイメージ図



iwaisako_comment_信託コンファレンス2018

2



iwaisako_comment_信託コンファレンス2018

3